



かわさち

# 議会だより

第207号

平成 27年 11月 1日

発行 川内村議会事務局

TEL (0240)38-3803



▲復興庁 岡本全勝事務次官へ要望書を手渡す

～次の定例議会は12月に開かれます～

お気軽に傍聴ください（定員30名です）。

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨げたりしないこと。

帽子、外とうなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

\*傍聴されたい方は議会事務局にお申し出下さい。

平成27年 第3回定例会  
9月8日から11日まで開催

# 26年度決算 27年度補正予算 条例改正など23議案が可決成立

平成27年第3回議会定例会は、9月8日から11日までの日程で開催された。今定例会では、平成26年度各会計決算承認案件7件・平成27年度各会計補正予算6件・条例改正議案3件・条例制定議案3件・契約締結議案1件・特別功労表彰議案2件・人事案件議案1件が審議され、原案どおり可決成立した。また、産業建設常任委員会報告が行われました。

## 平成26年度決算審査 総額78億5,289万6,957円を認定

可決された主な議案

### ◆平成26年度 会計別決算状況

区分	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	
一般会計	75億6662万9968円	64億3229万8083円	11億3433万1885円	
特別会計	国民健康保険	8億2103万5933円	6億3753万9883円	1億8349万6050円
	直営診療施設	1億3365万9771円	1億3261万9415円	104万 356円
	農業集落排水	1億2672万4870円	1億2155万4191円	517万 679円
	介護保険	4億5853万9906円	4億5311万7579円	542万2327円
	介護サービス	104万7020円	103万9900円	7120円
	後期高齢者	7472万7906円	7472万7906円	0円

### ◆川内村監査員報告（要旨）

平成26年度の各会計の歳入歳出決算書及び付属書類、並びに基金の運用状況等は関係法令等に準拠して調製され、決算の計数は出納室所管の証票書類と一致し正確であると認める。

- 平成26年度に行われた主要事業について、原発事故による避難者支援・村再生復興を行っている中で、事業完了、書類等の整備を適正に行った職員の努力に敬意を表するところである。なお、原子力発電所事故による除染費用や復興事業予算が膨らんでいる中で、事故繰越を行った事業も散見されるところであり、計画的かつ速やかに事業の完成を図ってほしい。
- 村税等収納の確保について、平成26年度においては、前年同様震災に起因する一部減免措置等が継続されておりますが、村税が2.2%の微増、収納率においても前年を上回り、職員の努力がうかがえます。税の公平公正の確保と村収入金の確保のために、適正課税・収納率の向上に引き続き努力してほしい。
- 村単独の補助金について、村では、多くの団体等に対して、単独補助を設けて支援している。補助金の交付に当たっては、補助事業の必要性、事業効果を十分検証され、適正な執行に努めてほしい。

## 可決された主な議案

- ◆ **平成 27 年度川内村一般会計補正予算（第 5 号）**  
既定の歳入歳出予算の総額に 3 億 8574 万 7 千円を増額し、予算の総額を 97 億 3185 万 9 千円とした。
- ◆ **平成 27 年度川内村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）**  
既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 4349 万 6 千円を増額し、予算の総額を 8 億 5725 万 6 千円とした。
- ◆ **平成 27 年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）**  
既定の歳入歳出予算の総額に 146 万 9 千円を増額し、予算の総額を 1 億 5802 万 1 千円とした。
- ◆ **平成 27 年度川内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）**  
既定の歳入歳出予算の総額に 801 万円を増額し、予算の総額を 1 億 299 万 6 千円とした。
- ◆ **平成 27 年度川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）**  
既定の歳入歳出予算の総額に 639 万 1 千円を増額し、予算の総額を 4 億 6588 万 2 千円とした。
- ◆ **平成 27 年度川内村介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）**  
既定の歳入歳出予算の総額に 7 千円を増額し、予算の総額を 158 万 7 千円とした。
- ◆ **村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例**  
村長、副村長及び教育長の給与は、東日本大震災後の平成 23 年 7 月より経費削減の観点から 25 %減額していたが、村長の給与を平成 27 年 10 月から 3 か月間さらに 25%削減し 50%減額とした。
- ◆ **川内村手数料徴収条例の一部を改正する条例**  
マイナンバー法が施行されることに伴い、個人番号カード再交付手数料の追加を行った。
- ◆ **川内村室内型村民プール設置条例の制定について**  
建設が進められている室内型村民プールの設置、管理運営及び指定管理者の基準等を定めた。
- ◆ **川内村ミニライスセンター設置及び管理運営条例の制定について**  
ミニライスセンターの設置、使用及び管理等の基準等を定めた。
- ◆ **川内村復興に資する公共施設維持管理基金条例の制定について**  
再生可能エネルギー事業の普及に伴い、村への売電還元金が歳入として見込まれるため、この還元金を活用し、震災後に整備した施設等の維持管理に充てるための基金条例を制定した。
- ◆ **専決事項の指定の一部を改正することについて**  
村長の専決処分事項を追加した。①損害賠償に係る事件で 30 万円以下の損害賠償額の決定に関するもの。②後期高齢者医療広域連合の規約変更等。③議会の議決を得て締結した工事等の契約で指定した金額以内の増額及び減額をすること。
- ◆ **物品購入契約の締結について**  
国保診療所のレントゲンに代わる X線テレビ装置購入に伴う契約を締結した。
- ◆ **平成 27 年度川内村特別功労表彰につき同意を求めることについて**  
下川内字手古岡 37 番地 西山東二氏を特別功労者として表彰することに同意した。
- ◆ **平成 27 年度川内村特別功労表彰につき同意を求めることについて**  
下川内字坂シ内 41 番地 横田安男氏を特別功労者として表彰することに同意した。
- ◆ **川内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて**  
上川内字町分 230 番地 井出裕子氏を川内村教育委員会委員に任命することに同意した。

# 村からの行政報告

## 仮置場住民視察会について

除染作業により発生した除染土壌等は、中間貯蔵施設へ輸送するまでの間、仮置場で保管しなければならぬことから、平成24年度より仮置場を設置し、除染土壌等を保管しておりますが、国が行う中間貯蔵施設の新設にあたり、用地取得に難航している状況であり、県内各市町村でも搬出できなく困窮しているところでもあります。本村といたしましても、当初、村民との約束である3年間という設置期間が困難であることから、今年1月に環境省と共に、仮置場での保管継続のお願いの住民説明会を開催したところであり、更にご理解をい

ただくため、先月22日、23日の2日間、住民の方を対象とした「仮置場の住民視察会」を開催し、安全安心な管理体制を構築するため、10箇所の仮置場の現状を見学・視察していただいたところでありま

## パイロット輸送について

本村におけるパイロット輸送については、福島県、県内市町村及び関係機関から構成される輸送連絡調整会議を経て、安全かつ確実な輸送を基本原則とした実施計画に基づき、6月8日から開始され、貝ノ坂仮置場から1590袋が搬出され、7月10日に完了しております。

## 教育委員会関係行政報告

先ず、「天山祭り」でございますが、昭和41年に天山文庫竣工を機に開催され、今年で第50回という大きな節目を

迎えたことから、婦人会、商工会等関係団体の協力を受けて7月11日に開催したところ、村内外から240名の参加が

ありました。これに先立ち、天山文庫の屋根を改修し、7月10日には歴程同人による小中学校で詩の朗読と心平先生に関わる授業、同日夜からは産業振興課との連携により天山文庫のライトアップ事業、さらに7月11日から阿武隈民芸館において、故心平先生と村民の交流の軌跡を辿る企画展「心平が愛したかわうち」を開催しております。企画展については、盆中の開催時間を20時30分まで延長、開催日は参観者増や村内イベント等を考慮して10月25日まで2ヶ月延長しております。

次に北海道士別市での「北の大地で夏学校」については、被災した平成23年に小学生が招かれたのを機に毎年開催され、今年は7月21日から26日まで、小学4年生から6年生16名が参加しております。今年も牧野市長をはじめ各界のご協力のもと全市を挙げた暖かい歓迎を受け、土別南小学校での交流授業や高齢者との交流、さらには全員がホームステイを体験するなど、児童の表現力や主体性、協働性、

さらにはコミュニケーション能力向上の機会になりました。被災者支援で始まった本事業が、行政をはじめとして子供同士、ホームステイ先との家族間交流等、民間交流にも発展していることは、同市との絆協定が目指す目的の一端でもあり、近い将来遠距離でありながらも相互に身近な存在として、さらに理解と交流が深まることを期待しているものであります。恒例の「夏季野球大会」については、8月13日と14日に開催し、今年

は2チーム増えて9チームでの熱戦になり、4区チームが30年ぶりの優勝の栄に輝きました。8月15日には「成人式」を挙行し、対象者21名中12名が出席して、新成人として新たな人生のスタートをしております。

最後に、「復興子ども教室」の一環として、小学6年生5名が8月18日から21日まで長崎市と神戸市の現地研修を行いました。彼らは、昨年度から村の復興課題について取り組んでおり、今年4月には

副村長から村の復興の取り組み状況の講義を受け、6月には長崎大生を招いて長崎市と神戸市での調べ学習計画を設定しました。今回は、これまでの経緯を踏まえて現地研修をしたもので、これらの成果については学習発表会や校内での総合学習の報告会、双葉郡教育復興ビジョン推進協議会主催のふるさと創造学サミット等で発表予定ですので、機会をとらえて評価をたまわりたく思っております。

議員各位におかれましては、この間の教育関係諸行事にご多用中にもかかわらず多数ご臨席くださり、激励をたまわってまいりましたことに改めて感謝を申し上げ行政報告と致します。





井出 茂 議員

**質**

村民プールの利活用について  
川内村で初めての屋内型温水プールが建設される事は、生徒や住民にとっても、歓迎されることであります。加温をして施設の運営となりますと、運営資金も必要となりますが、年間の運営資金の規模と財源等の確保はどの様になっているか、また、プールを利用して健康増進等のソフト事業の計画等の策定は進んでいるのかお伺い致します。

**答**

既存の村民プールが先の震災と原子力災害によって一部損壊するとともに、村全体が放射性物質の汚染で村民の運動機会が制限されたため、年間を通して広く村民に運動機会を提供し、併せて避難住民の帰還加速のインセンティブにすべく福島再生加

速化交付金事業を活用した屋内型温水プールの建設を進めてまいりました。

昨年12月に着工し、現時点での工事進捗率は建築関係40%、電気30%、機械30%で、予定通りの進捗でございます。

さて、ご質問の本プールの年間運営資金の規模、その財源等の確保、プール利用に関するソフト事業の計画等でございますが、先ず、運営経費については、光熱水費、人件費、施設管理費等概算で約3千400万円を見込んでおりますが、今後更に精査してまいります。また、財源に当たっては、村内で計画されております再生可能エネルギー事業における事業者からの還元金を基金化し、それを充当していくことを検討しております。

次に、プール利用に関するソフト事業の計画については、現時点で具体的な年間計画は策定しておりませんが、本村が初めて導入する屋内型の温水プールでありますことから、まず温水プールに親しむメニューを始めとし、水泳、水中運動、競技等の各教室、時期を捉えた子どもや高齢者向けの無料開放、村民を対象としたイベント等を盛り込んでいきたいと考えております。

本施設は、年間を通して村民にふれあいの場を提供し、健康の保持増進を図るとともに中学生の水泳授業、更には村民の体力づくりや生きがいづくり、介護予防、子育て環境整備と定住促進、避難者の帰還加速等多くの効果が期待されております。そうした効果は、積極的に利用されることにより、幼児から高齢者まで幅広い年代に寄与するものと思われませんが、これらを体現するために、管理者にはプール運営に関する専門的知識と技術が必要となり、村民にはプール活用を習慣として定着するまでの時間が必要と考えております。こうしたことを踏まえ、本施設の管理運営については、指定管理制度を活用した専門的ノウハウと実績を有する事業者への管理委託も検討しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

**質**

相双地区イノベーションコースト構想に伴う本村の関わりについて

新聞報道によると、相双地区のイノベーションコースト構想を推進していく上で、候補地となる自治体が研究員や従業員の暮らしを支えるインフラ整備が進んでおらず、構想自体の受け入れが危ぶまれると推察されます。一方、目を転ずれば、既に自治体として通常

の暮らしが営まれている川内村が暮らしの部分を担保して、自治体間の連携を強化する中で、一体感のある復興を進めるべきだと考えますが、村長の考えをお伺いします。

**答**

福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想において本村は、農林畜産業や再生可能エネルギー関連の研究等の適地と考えており、機会がある毎に国や与党に国の研究機関等の設置を要望してまいりました。帰村が進んでいない現状で国等の研究機関が誘致されることは、村民に対する安心と安全への大きなPRとなり、新たな定住者や交流人口などサポーターを増やす上でも重要な要素と考えております。本村が双葉復興のモデルとなるため、住民に更なる安心感を与え、復興へ向けた新たな村づくりにも必要であると考えております。他方、避難指示区域に廃炉等の研究機関の設置の話が進んでおりますが、井出議員御指摘のとおり、当該自治体には働く方々の居住環境の整備が進んでおらず、構想の受け入れに当たっては自治体間の連携協力は必須であると考えます。本村の場合、自然豊かなポテンシャルを生かした癒やしやリラクゼーション空間を提供できることや渋滞もない通勤が強みであり、居住するための環

4名の議員が村の考えを質す

一般質問

# 一般質問

## 4名の議員が村の考えを質す

境が整っております。具体的には、四季折々の豊かな自然に触れ、都会の喧噪からも開放され、日々の疲れを癒やされること、近隣住民との人情味あふれる交流の機会があること、村民皆が顔見知りであり、子育てにおいて安心感と見守りが提供できること、興学塾に見られるように教育機会も決して劣らないことなどを村としてアピールしていきたいと思っております。

双葉郡の復興を加速するためには、拠点と言われる研究機関、施設の他に当然居住空間が必要であり、本村が自治体間の連携の中でその責任を果たすことが適当と考えております。村としては、国や県に対し、居住地域としての広域的調整を希望するとともに、土地の提供や住宅建設などを早急に検討してまいります。



渡邊 一夫 議員

### 質

精神的損害賠償額の格差是正について

20 km圏内外の精神的損害賠償があまりにも格差が大きく、全村民が避難させられたあげく、村全域が放射能で汚

### 答

6月議会定例会でも答弁させていただきましたが、賠償格差の拡大は、住民同士が分断されてしまいい、復興に一番大切な住民と住民との信頼関係、住民と行政との信頼関係が損なわれてしまうと危惧しております。

染され、生活は元に戻らない大変な状況は全村民同じであり納得のいくものではありません。これまで村も議会も国、自民党、福島県に格差是正について要望してまいりましたが、その後どのような進展があったのかお伺いします。

### 質

農地の耕作放棄地について

農地の耕作放棄地がますます増えていくと予想されますが、耕作放棄地の状況及び今後の対策についてお伺いいたします。

### 答

村の農地面積は、震災後、福祉施設用地や道路、宅地等への転用等によって潰廃された農地もありますが、農業振興地域整備計画上で

面積は、水田380.36 ha、畑408.1 ha、採草放牧地228.74 haの合計1017.2 haとなっております。耕作放棄地は全国的に、この20年間増加傾向にあり、平成26年には約40万haとなっている現状にあります。本村における耕作放棄地は、平成21年に改正された農地法によって、毎年1回、村と農業委員会の現地調査によ

り現状を把握することとなっておりますが、震災により平成23・24・25年度は実施することはできませんでしたが、平成26年度に実施した調査において、確認された耕作放棄地は、水田24.96 ha、畑151.18 ha、採草放牧地132.86 ha、合計309 haとなっております。食糧自給率の向上や農業の多面的機能の発揮の上で、耕作放棄地は、病害虫の発生、有害鳥獣の潜入・繁殖、農道や水路の機能の低下、景観の悪化などの様々な障害となることから、農地の有効利用の促進や遊休農地の発生防止に取り組んでいる農業委員会と連携しながら、農地の状況確認を行い、耕作放棄地になる恐れがある農地については、農地所有者への管理指導、意向確認を行うこととなっております。しかし、震災以後、特に農業従事者の高齢化や担い手不足などの要因により、従来の作付け状況に戻すことは非常に厳しい状況にあります。

今後の対策でございますが、農業は本村の基幹産業であり、再び活性化を図るには、これまでの生産構造を根本的に見直ししていくことが重要と考えます。具体的には、中山間直接支払制度の適切な運用、現在立ち上がっている営農組織の育成や、各集落における新たな営農組織づくりを推進するとともに、農家の皆さんにアンケート調

査を実施し、農地中間管理機構を活用した「人・農地プラン」による農地の賃貸借を図ってまいります。さらに現在、各行政区において説明会を開催している圃場整備事業の推進を図り、生産基盤を強化し農作業の省力化及び効率化を図っていきたいと考えております。

### 質 仮置き場の除染廃棄物の運搬について

前にも質問させて頂きましたが、仮置き場の除染廃棄物を3年後に搬出するという村民との約束があります。8月23日のある新聞に「輸送開始時期見えず」の記事が載りました。村民に対して事情を説明する責任があると思いますが、国、村は今後どのような対応をしていく考えなのかお伺いいたします。

報道があったとおり、8月15日現在で、土地・建物所有者の登記記録者数2,365名、うち契約実績数はわずか7件とのことであり、連絡先が把握できない地権者が約1,110人、うち死亡されている方が約800人であり、今後、相続の関係もあり、地権者数はますます増加すると思われ、このような状況から、中間貯蔵施設への本格輸送の実施は先と考えられ、仮置き場の設置期間は延期せざるを得ない状況にあります。

村民との約束についてですが、平成23年10月に当時の政府から「各自治体の仮置き場への本格搬入開始から3年程度を目途に中間貯蔵施設の供用開始をしたい。」との発表を受け、住民の皆様には、3年後には搬出を開始するとの前提で仮置き場としての使用をご了解いただいたものです。中間貯蔵施設が整備されていない現状で搬出は困難であることから、今年1月25日に全村民を対象に「仮置き場に関する説明会」が実施され、環境省から仮置き場の保管継続のお願いがありましたことは、議員もご承知のことと存じます。村としても、8月22日、23日と2日

間、住民の方を対象とした「仮置き場の住民視察会」を開催し、安全安心な管理体制を確認していただくため、10箇所、仮置き場の現状を見学・視察していただいたところであります。さらには9月12日に第2回の「仮置き場に関する説明会」を開催し、村民の皆様には仮置き場の管理状況及び保管期間の継続についてのお詫びを含め誠心誠意ご説明

\*\*\*\*\*



井出 剛弘 議員

### 質 損害賠償について

本件については、先の議会で4人の議員による一般質問があり、住民の関心が高く重要な問題だと考えます。村当局、議会もこの件については、国、県へと要望をして参りました。全村民が平等な賠償を受けられるよう最大の努力が村当局に課せられた責務と思っております。その後の状況についてお伺いします。

し、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

今後、環境省に対して中間貯蔵施設の早期整備と仮置き場からの早期搬出を求めるとともに、仮置き場のモニタリング等による監視体制を強化して安全確保に傾注していく所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

### 答

答弁の内容は、先行質問の4番渡邊議員への答弁と基本的には同じであります。

6月議会定例会でも答弁させていただきましたが、20キロ圏内外の賠償の格差によって、住民の方々の分断が更に進むとの懸念があることは、私としても十分に承知しております。しかし、旧緊急時避難準備区域について、賠償指針によって統一見解を求めるのは難しいものと思われ、村としましては、国や県に強く格差是正のための要望をしております。ただ、今後ともあきらめることなく、国や県に対し粘り強く対策を講じるよう働きかけてまいります。具体的な動きがあれば、速やかにお知らせいたしたいと思います。

## 4名の議員が村の考えを質す

# 一般質問

# 一般質問

## 4名の議員が村の考えを質す

**質** テレビ受信困難地区及び携帯電話受信困難地域の解消について

村及び東京電力からの助成により、ケーブル配線によるテレビ受信が可能ですが、一部地域については、受信困難な家庭があると聞いております。個人でケーブル配線をするとかかなりの費用が掛かると予想されます。今後、村への定住者が安心して住みよい楽しい生活を送るためにも、テレビケーブル配線事業に対しての助成措置が必要であります。また、村内にはドコモを始め各社の携帯電話基地が設置されておりませんが、村内の一部には、未だに電波が届かず使用不可能な地域が存在しているのも事実であり、この解消が今後の村の発展は勿論、住民の利便性を図る上では必要と考えますが、村長のお考えをお伺いします。

**答** 高田島地区を含めた上川内地区においては、東京電力の送電線敷設に伴いテレビ受信に当たっては、共同アンテナにより受信しております。この共同受信は、東京電力の委託先である「いわきメディア電設」が、各世

帯への工事を行っており、現状では受信工事が可能な地区が限定され、すべての地域で工事可能な状況にはありません。井出議員ご質問の村への定住者の増加を図るための施策としては、今後の村の状況を踏まえ行政コストの削減を図り、出来得る限りテレビ受信の可能なエリアや道路除雪等を考慮した地区への定住を勧めるべきと考えております。更なる住民サービスの向上を目指す上で住居が散在するのではなくコンパクトな村づくりを進めたいと考えておりますので、現況以上にテレビ受信エリアの拡大は難しいと考えております。また、携帯電話の受信困難地域の解消についてであります。今までも携帯電話各事業社へ要望を行っているとありますが、各事業社ともエリア拡大の費用と将来の収益性を考慮しており、採算が見込めない地域への基地局新設には難色を示している状況にあります。

村としては、受信困難地域の解消に向け、引き続き要望を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

\*\*\*\*\*



高野 政義 議員

**質** 川内村への帰還に向けた検証委員会について

検証委員会は、除染の効果や健康面、インフラ整備関連を専門的な観点、見地から、検証、評価及び提言することと設立され、平成26年8月に中間答申されてから一年になりますが、その後、の検証委員会の活動状況についてお伺いします。

**答** 当該委員会の目的は、避難指示区域の解除に当たり、有識者の専門的な意見を参考とするためのもので、昨年7月に設置いたしました。委員会では、帰還環境等の現状の検証を行うとともに、除染作業の進捗状況及び放射線測定結果、放射線の健康影響、日常生活に必要なインフラ及び生活関連サービスの復旧状況について、委員による評価を行いました。昨年8月には、旧避難指示区域の解除、住民

の帰還は妥当であるとの中間答申があり、解除の判断をいたした次第でございます。

村と委員会は、昨年度中に最終答申まで検討しておりますが、フォロアップ除染の進捗や他町村の避難指示解除の状況等から休止しておりました。今般、除染や他町村の動向も鑑み委員会の再開を決定し、8月より各委員に委員会の再開を打診しております。予定として、10月までに27年度第一回の委員会を開催し、今年度中に最終答申を受けたいと考えております。最終答申では、旧警戒区域の外に村全域も対象に帰還環境等の現状の検証及び評価を行ってまいりたいと存じます。なお、委員会では、検証・評価だけではなく、提言もいただいております。村としては、その内容を重く受け止め、環境整備に取り組んでおり、今後も更なるインフラ、除染など居住環境の整備に努めてまいります。

**質** 携帯電話の不通話地域の解消について

不通話地域解消については、住民生活の利便性に配慮して取り組みされ解消されている地域も確認されていますが、現在どのような状況になっているかお伺いします。

# 一般質問

4名の議員が村の考えを質す



## 答

村としては、村民の便宜を図るため、今まで各携帯電話事業者に対し粘り強く交渉をしてまいりました。その結果、県道小野富岡線沿線での不通話エリアが解消されました。第八行政区内においても、高野議員から事あるごと要望があり、現在通話エリアが拡大されております。毛戸地区では、ソフトバンクが通信基地局4か所増設を図り9月中には供用を開始の予定です。NTTドコモ、auは第八行政区の一部区域において通話可能であり、震災前より通話エリアが拡大されております。

各事業者とも営利企業であり、採算性などから新たな設置について消極的な状況にあります。村としては、引き続き通話エリアの拡大について、各事業者に要望してまいります。

平成27年 第4回臨時会  
7月7日開催

## 27年度補正予算 契約締結承認など 3議案が可決成立

平成27年第4回議会臨時会は、7月7日開催された。今臨時会では、平成27年度一般会計補正予算議案1件と契約締結承認議案2件が審議され、原案どおり可決成立した。

### 可決された主な議案

#### ◆平成27年度川内村一般会計補正予算（第2号）

既定の歳入歳出予算の総額に1686万8千円を増額し、予算の総額を93億1511万2千円とした。

#### ◆土地売買契約の締結について

田の入工業団地の用地取得に伴う土地売買契約を承認した。

#### ◆工事請負契約の締結について（川内村穀物乾燥調製施設）

川内村穀物乾燥調製建設工事に伴う工事請負契約を承認した。

# 専決処分・ 一般会計補正・契約締結承認及び 指定管理者の指定の9議案が可決成立

平成27年 第5回臨時会  
7月31日開催

平成27年第5回議会臨時会は、7月31日開催された。今臨時会では、平成27年度各会計補正予算の専決処分議案1件・国民健康保険税条例の一部改正条例の専決処分議案1件・一般会計補正議案1件・契約締結承認議案5件・指定管理者の指定1件の9議案が審議され、原案どおり可決成立した。

## ◆専決処分の承認を求めることについて

(平成27年度 川内村一般会計補正予算 (第3号))

既定の歳入歳出予算の総額に1500万円を増額し、予算の総額を93億3011万2千円とした。

## ◆専決処分の承認を求めることについて

(川内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方税法等の一部を改正する政令等の公布に伴い、川内村国民健康保険税条例の一部を改正した。

## ◆平成27年度川内村一般会計補正予算 (第4号)

既定の歳入歳出予算の総額に1600万円を増額し、予算の総額を93億4611万2千円とした。

## ◆工事請負契約の締結について (村道維持工事：宇津川・糠塚・手古岡線)

## ◆工事請負契約の締結について (村道維持工事：熊越・田ノ入線)

## ◆工事請負契約の締結について (村道維持工事：(十八窪・大滝根線)

## ◆物品購入契約の締結について (消防小型動力ポンプ積載用自動車購入)

## ◆物品購入契約の締結について (電気柵購入)

## ◆川内村複合商業施設「ショッピングセンターYOSHITASHI」の指定管理者の指定について

可決された主な議案

# 工事請負契約2件と 物品購入契約1件の3議案が可決成立

平成27年 第6回臨時会  
8月21日開催

平成27年第6回議会臨時会は、8月21日開催された。今臨時会では、契約締結承認議案3件が審議され、原案どおり可決成立した。

## ◆工事請負変更契約の締結について (川内中学校屋外運動場整備工事)

中学校運動場の整備面積の減工に伴う減額工事請負契約締結を承認した。

## ◆工事請負契約の締結について (川内小学校グラウンド整備工事)

小学校グラウンド表土の入替工事契約を承認した。

## ◆物品購入契約の締結について (商業施設家具什器類備品購入)

複合商業施設の家具什器を購入する契約を承認した。

可決された  
主な議案

# 川内村議会が、復興大臣、文部科学大臣、 経済産業大臣、環境大臣、農林水産大臣、 国土交通大臣へ要望書を提出

## 要望書の内容

震災とそれに伴う原発事故から4年4ヵ月が過ぎました。本村は、災害公営住宅の完成など、ようやく復興の光が見えてきたところですが、若い世代の帰還が進まず、帰還者は6割にとどまっております。原発事故の根深さは、放射線量の不安に加え、避難による子、親世帯の分離、絆の崩壊に繋がっており、これは、人口減少や年齢構成の著しい偏りなど村の存立に関わる重大な懸案となっております。国のこれまでの復旧・復興に対する支援に対し厚く感謝致しておりますが、引き続き、帰還促進や復興に向けた取組に対する支援を切にお願い申し上げます。特に、賠償の格差の緩和、道路整備、イノベーション・コースト構想等について、下記のとおり要望いたします。

1. 賠償及び生活支援について
2. 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金事業の実施期間の延長及び企業立地補助事業の継続について
3. イノベーション・コースト 構想による本村への国の機関等の設置について
4. 森林除染と再生事業及び営農再開支援について
5. 道路整備について

◎ 7月21日川内村議会が国に要望書を提出した。



◎ 文部科学省 研究開発局長 田中正明氏(左から5人目) 衆議院議員 吉野正芳氏(右)

### ◎経済産業省

大臣政務官 岩井茂樹氏  
 (右から7番目)  
 衆議院議員 吉野正芳氏 (右)  
 参議院議員 岩城光英氏  
 (右から2番目)



### ◎環境省

水・大気環境局長 三好信俊氏  
 (右から5番目)



### ◎農林水産省

大臣政務官 佐藤英道氏  
 (右から5番目)



### ◎国土交通省

道路局長 深澤淳志氏  
 (右から6番目)

## 請願書の 書き方



①表紙に請願の表題と紹介議員の証明捺印

②次頁から件名、請願の趣旨(理由)

請願年月日  
 請願者の住所氏名(請願者は複数でも可) 捺印

③最後に、議会議長○○○様と記載する

以上の形式的要件をひとつでも欠いている場合は、受理されません。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。